

令和 6 年

第 2 回小山市議会定例会
議案参考資料

小 山 市

令和6年第2回小山市議会定例会
議案参考資料

議案番号	件名	頁
議案第17号	小山市本庁舎駐車場条例の制定について	3
議案第18号	小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について	5
議案第27号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について	9
議案第31号	小山市介護保険条例の一部改正について	14
議案第32号	小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	15
議案第33号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	24
議案第40号	指定管理者の指定について	27
議案第41号	建設工事請負契約の一部変更について	30
議案第42号	小山市立体育館整備及び運営事業事業契約の一部変更について	33
議案第43号	公平委員会委員の選任について	34
議案第44号	人権擁護委員候補者の推薦について	35
議案第45号	教育委員会委員の任命について	36

小山市本庁舎駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市本庁舎駐車場条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(駐車券の交付)

第3条 駐車場に自動車を駐車する者（以下「駐車場利用者」という。）は、自動車を駐車場に入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。この場合において、条例第3条第2項の規定により駐車場を使用する者にあつては、駐車券の交付を受けたときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の許可を受けたものとする。

(用務認証)

第4条 用務利用をした者は、当該用務を終えた際に、市職員に対して駐車券を提示し用務利用であることの認証を受けるものとする。ただし、駐車場の入場後2時間以内に駐車場から自動車を出場させる場合は、この限りでない。

2 前項本文の認証を受けていないときは、条例第3条第2項に規定する用務利用以外の使用があつたものとする。

(駐車券の提出)

第5条 駐車場利用者は、駐車場から自動車を出場させるときは、駐車券を提出しなければならない。

(使用料の減免手続)

第6条 条例第7条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、市長に駐車券を提出し、使用料の減免の手続をしなければならない。

(事故等の届出の義務)

第7条 駐車場利用者は、駐車場内において、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 事故を起こしたとき。
- (2) 施設又は他の自動車を汚損し、又は損傷したとき。
- (3) 自動車の異状又は被害のあることを発見したとき。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

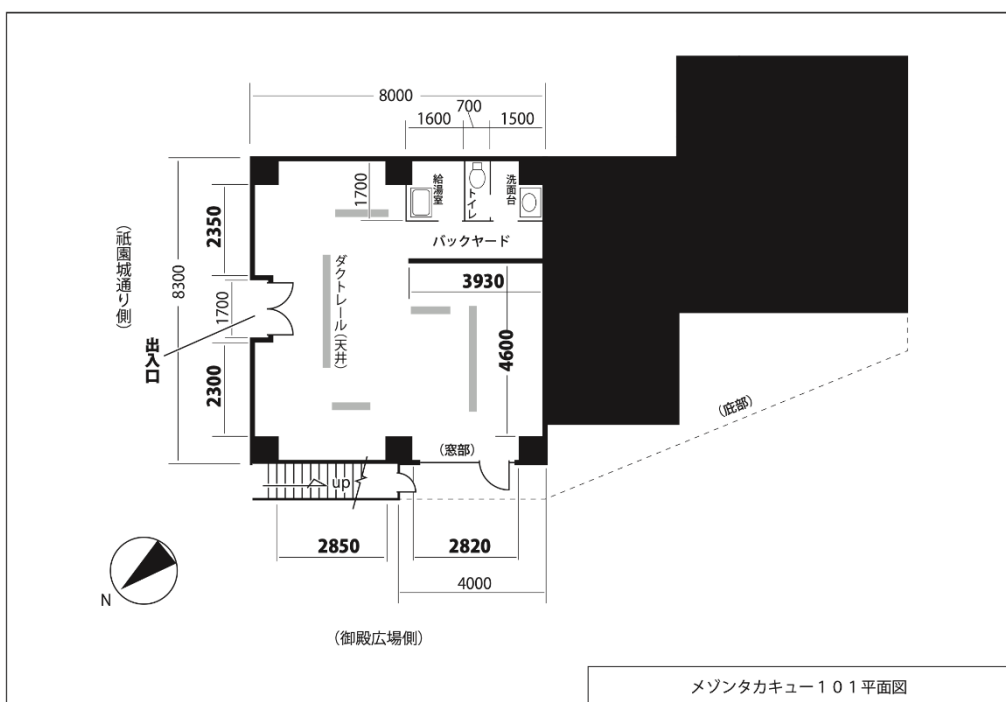
1 施設の概要

- (1) 所在地 小山市中央町2丁目1番8号 メゾンタカキュー1階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造 陸屋根 店舗 地上5階建
- (3) 延床面積 70.23㎡

2 位置図



3 平面図



小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 小山市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、小山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ギャラリーの管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、ギャラリーの管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による使用許可を受けようとする者は、小山市民ギャラリー使用（変更）申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の1年前の日の属する月の初日から使用日の10日前の日（当該日がギャラリーの休館日の場合は、当該日前において当該日に最も近い休館日でない日）までに行わなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第5条 ギャラリーを使用しようとする者は、原則として火曜日から次の日曜日までの連続する6日間を1単位として申請するものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

2 ギャラリーを連続して使用できる期間は、4単位までとする。

(使用許可)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用許可の適否を決定し、その結果を小山市民ギャラリー使用(変更)許可書(以下「使用許可書」という。)又は小山市民ギャラリー使用(変更)不許可書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、条例第7条第1項に規定する使用許可の取消し等をしたときは、小山市民ギャラリー使用許可取消等通知書により、当該使用許可を受けた者に通知するものとする。

(使用料の返還)

第8条 条例第9条ただし書の規定により使用料を返還する場合の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第9条第1号に該当するとき 使用料の全額

(2) 条例第9条第2号に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 使用日から起算して14日前までに申し出たとき 使用料の全額

イ 使用日から起算して7日前までに申し出たとき 使用料の5割に相当する額

(3) 条例第9条第3号に該当するとき その都度市長が定める額

2 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、小山市民ギャラリー使用料返還請求書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定により使用料を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条第1号に該当するとき 使用料の全額

(2) 条例第10条第2号に該当するとき 使用料の5割に相当する額

(3) 条例第10条第3号に該当するとき その都度市長が定める額

2 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、小山市民

ギャラリー使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 ギャラリーを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示物又はギャラリーの施設、附属設備、備品等（以下「展示物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯し、又は連行しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理運営上必要な指示に従うこと。

(破損滅失の届出)

第11条 ギャラリーを利用する者は、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに小山市民ギャラリー破損滅失届により教育委員会に届け出なければならない。

(指定管理者への適用)

第12条 条例第13条の規定により指定管理者にギャラリーの管理を行わせる場合における第4条から第9条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあり、及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 条例第15条の規定により使用料を利用料金として指定管理者の収入とする場合における第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小山市国民健康保険税条例の一部改正(案)概要

小山市国民健康保険税条例(昭和29年条例第9号)の一部改正

No	小山市国民健康保険税 条例	根拠法令 改正の概要
1	第2条 (課税額)	【地方税法(以下「法」という。)第703条の4】 ○後期高齢者支援金等課税額分の限度額の引き上げに関するもの 第3項 後期高齢者支援金等課税額分について、限度額を20万円から22万円とするもの
2	第3条 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	【法第703条の4】 ○基礎課税額の所得割額に係る税率の改正 第1項 基礎課税額分について、算定時に乗ずる税率を6.9%から6.1%とするもの
3	第5条 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	【法第703条の4】 ○基礎課税額の均等割額の改正 基礎課税額分について、均等割額を27,000円から23,800円とするもの
4	第5条の2 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	【法第703条の4】 ○基礎課税額の平等割額の改正 第1号 特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割額を、22,000円から19,500円とするもの 第2号 特定世帯の平等割額を、11,000円から9,750円とするもの 第3号 特定継続世帯の平等割額を、16,500円から14,625円とするもの
5	第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	【法第703条の4】 ○後期高齢者支援金等課税額の所得割額に係る税率の改正 後期高齢者支援金等課税額分について、算定時に乗ずる税率を2.5%から2.8%とするもの
6	第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	【法第703条の4】 ○後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改正 後期高齢者支援金等課税額分について、均等割額を8,500円から10,000円とするもの

7	<p>第 7 条の 3 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>【法第 703 条の 4】 ○後期高齢者支援金等課税額の平等割額の改正 第1号 特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割額を、6,000円から7,500円とするもの 第2号 特定世帯の平等割額を、3,000円から3,750円とするもの 第3号 特定継続世帯の平等割額を、4,500円から5,625円とするもの</p>
8	<p>第 8 条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>【法第 703 条の 4】 ○介護納付金課税額の所得割額に係る税率の改正 介護納付金課税額分について、算定時に乗ずる税率を2.0%から2.4%とするもの</p>
9	<p>第 9 条の 2 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>【法第 703 条の 4】 ○介護納付金課税額の均等割額の改正 介護納付金課税額分について、均等割額を8,000円から9,500円とするもの</p>
10	<p>第 9 条の 3 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>【法第 703 条の 4】 ○介護納付金課税額の平等割額の改正 介護納付金課税額分について、平等割額を6,500円から7,500円とするもの</p>
11	<p>第 23 条 (国民健康保険税の減額)</p>	<p>【法第 703 条の 5】【地方税法施行令第 56 条の 89】 ○第 1 項 低所得世帯に適用する法定軽減について均等割額及び平等割額を次の各号に掲げる区分に応じて減額する額を改定し、減額後の限度額について後期高齢者支援金等課税額分の限度額を20万円から22万円とするもの 第 1 号 7 割法定軽減対象者 ア 基礎課税額分の均等割軽減額について 18,900円から 16,660円とするもの イ 基礎課税額分の平等割軽減額を改正するもの (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の軽減額を 15,400円から13,650円とするもの (イ) 特定世帯の軽減額を7,700円から6,825円とするもの (ウ) 特定継続世帯の軽減額を11,550円から10,238円とするもの ウ 後期高齢者支援金等課税額分の均等割軽減額について5,950円から7,000円とするもの</p>

		<p>エ 後期高齢者支援金等課税額分の平等割軽減額を改正するもの</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の軽減額を4,200円から5,250円とするもの</p> <p>(イ) 特定世帯の軽減額を2,100円から2,625円とするもの</p> <p>(ウ) 特定継続世帯の軽減額を3,150円から3,938円とするもの</p> <p>オ 介護納付金課税額分の均等割軽減額について、5,600円から6,650円とするもの</p> <p>カ 介護納付金課税額分の平等割軽減額について、4,550円から5,250円とするもの</p> <p>第2号 5割法定軽減対象者</p> <p>ア 基礎課税額分の均等割軽減額について 13,500円から11,900円とするもの</p> <p>イ 基礎課税額分の平等割軽減額を改正するもの</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の軽減額を11,000円から9,750円とするもの</p> <p>(イ) 特定世帯の軽減額を5,500円から4,875円とするもの</p> <p>(ウ) 特定継続世帯の軽減額を8,250円から7,313円とするもの</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額分の均等割軽減額について4,250円から5,000円とするもの</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額分の平等割軽減額を改正するもの</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の軽減額を3,000円から3,750円とするもの</p> <p>(イ) 特定世帯の軽減額を1,500円から1,875円とするもの</p> <p>(ウ) 特定継続世帯の軽減額を2,250円から2,813円とするもの</p> <p>オ 介護納付金課税額分の均等割軽減額について4,000円から4,750円とするもの</p> <p>カ 介護納付金課税額分の平等割軽減額について3,250円から3,750円とするもの</p> <p>第3号 2割法定軽減対象者</p> <p>ア 基礎課税額分の均等割軽減額について 5,400円から4,760円とするもの</p> <p>イ 基礎課税額分の平等割軽減額を改正するもの。</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の軽減額を4,400円から3,900円とするもの</p>
--	--	--

		<p>(イ) 特定世帯の軽減額を2,200円から1,950円とするもの</p> <p>(ウ) 特定継続世帯の軽減額を3,300円から2,925円とするもの</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額分の均等割軽減額について1,700円から2,000円とするもの</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額分の平等割軽減額を改正するもの</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の軽減額を1,200円から1,500円とするもの</p> <p>(イ) 特定世帯の軽減額を600円から750円とするもの</p> <p>(ウ) 特定継続世帯の軽減額を900円から1,125円とするもの</p> <p>オ 介護納付金課税額分の均等割軽減額について1,600円から1,900円とするもの</p> <p>カ 介護納付金課税額分の平等割軽減額について1,300円から1,500円とするもの</p> <p>○第2項</p> <p>未就学児の被保険者が加入している世帯について、当該未就学児に課する均等割額を次の各号に掲げる区分に応じて減額する額を改定するもの</p> <p>第1号 基礎課税額の均等割額について</p> <p>ア 均等割額を7割減額した世帯に属する未就学児の均等割額について、減額後の額からさらに減額する額について4,050円から3,570円とするもの</p> <p>イ 均等割額を5割減額した世帯に属する未就学児の均等割額について、減額後の額からさらに減額する額について6,750円から5,950円とするもの</p> <p>ウ 均等割額を2割減額した世帯に属する未就学児の均等割額について、減額後の額からさらに減額する額について10,800円から9,520円とするもの</p> <p>エ 均等割額の減額のない世帯に属する未就学児の均等割額から減額する額について13,500円から11,900円とするもの</p> <p>第2号 後期高齢者支援金等課税額の均等割額について</p> <p>ア 均等割額を7割減額した世帯に属する未就学児の均等割額について、減額後の額からさらに減額する額について1,275円から1,500円とするもの</p>
--	--	--

		イ 均等割額を5割減額した世帯に属する未就学児の均等割額について、減額後の額からさらに減額する額について2,125円から2,500円とするもの ウ 均等割額を2割減額した世帯に属する未就学児の均等割額について、減額後の額からさらに減額する額について3,400円から4,000円とするもの エ 均等割額の減額のない世帯に属する未就学児の均等割額から減額する額について4,250円から5,000円とするもの
--	--	---

附則

1	第1項 (施行期日)	○ 施行日を令和6年4月1日とするもの
2	第2項 (適用区分)	○ この条例による改正後の小山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分から適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前のおりとするもの

別表

区 分	現 行			改正後		
	基礎 課税額分	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分	基礎 課税額分	後期高齢者支援 金等課税額分	介護納付金 課税額分
所得割 (%)	6.9	2.5	2.0	<u>6.1</u>	<u>2.8</u>	<u>2.4</u>
均等割 (円)	27,000	8,500	8,000	<u>23,800</u>	<u>10,000</u>	<u>9,500</u>
平等割 (円)	22,000	6,000	6,500	<u>19,500</u>	<u>7,500</u>	<u>7,500</u>
課税限度額	65万円	20万円	17万円	65万円	<u>22万円</u>	17万円
課税限度額計	102万円			<u>104万円</u>		

第8期・第9期介護保険料一覧

(現行)

(案)

参考

第8期(R3~R5年度)事業計画			条例
所得段階	対象者	第8期保険料	
第1段階 基準額×0.48 (0.28)	生活保護受給者及び、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	33,000円	第4条1項1号 (規則第20条1項1号)
	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	(19,200円)	
第2段階 基準額×0.65 (0.4)	市民税非課税世帯で、公的年金等収入+合計所得金額80万円超120万円以下	44,700円 (27,500円)	第4条1項2号 (規則第20条1項2号)
第3段階 基準額×0.75 (0.7)	市民税非課税世帯で、公的年金等収入+合計所得金額120万円超	51,600円 (48,100円)	第4条1項3号 (規則第20条1項3号)
第4段階 基準額×0.85	本人市民税非課税(世帯に市民税課税者あり)で、公的年金等収入+合計所得金額80万円以下	58,400円	第4条1項4号
第5段階 基準額	本人市民税非課税(世帯に市民税課税者あり)で、公的年金等収入+合計所得金額80万円超	68,800円	第4条1項5号
第6段階 基準額×1.2	本人市民税課税で合計所得金額120万円未満	82,500円	第4条1項6号
第7段階 基準額×1.3	本人市民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満	89,400円	第4条1項7号
第8段階 基準額×1.55	本人市民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満	106,600円	第4条1項8号
第9段階 基準額×1.85	本人市民税課税で合計所得金額320万円以上430万円未満	127,200円	第4条1項9号
第10段階 基準額×2.05	本人市民税課税で合計所得金額430万円以上540万円未満	141,000円	第4条1項10号
第11段階 基準額×2.25	本人市民税課税で合計所得金額540万円以上650万円未満	154,800円	第4条1項11号
第12段階 基準額×2.4	本人市民税課税で合計所得金額650万円以上760万円未満	165,100円	第4条1項12号
第13段階 基準額×2.6	本人市民税課税で合計所得金額760万円以上870万円未満	178,800円	第4条1項13号
第14段階 基準額×2.7	本人市民税課税で合計所得金額870万円以上1,000万円未満	185,700円	第4条1項14号
第15段階 基準額×2.8	本人市民税課税で合計所得金額1,000万円以上	192,600円	第4条1項15号

※第1段階から3段階は、公費投入による軽減強化により、年間保険料は括弧内の金額となる。

基準額(月額)	5,741円
基準額(年額)	68,800円

第9期(R6~R8年度)事業計画			条例	第8期と第9期の比較
所得段階	対象者	第9期保険料		
第1段階 基準額×0.45 (0.28)	生活保護受給者及び、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	29,400円	第4条1項1号 (規則第20条1項1号)	-3,600円
	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	(18,300円)		-900円
第2段階 基準額×0.6 (0.4)	市民税非課税世帯で、公的年金等収入+合計所得金額80万円超120万円以下	39,300円 (26,200円)	第4条1項2号 (規則第20条1項2号)	-5,400円 -1,300円
第3段階 基準額×0.705 (0.7)	市民税非課税世帯で、公的年金等収入+合計所得金額120万円超	46,100円 (45,800円)	第4条1項3号 (規則第20条1項3号)	-5,500円 -2,300円
第4段階 基準額×0.85	本人市民税非課税(世帯に市民税課税者あり)で、公的年金等収入+合計所得金額80万円以下	55,600円	第4条1項4号	-2,800円
第5段階 基準額	本人市民税非課税(世帯に市民税課税者あり)で、公的年金等収入+合計所得金額80万円超	65,500円	第4条1項5号	-3,300円
第6段階 基準額×1.2	本人市民税課税で合計所得金額120万円未満	78,600円	第4条1項6号	-3,900円
第7段階 基準額×1.3	本人市民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満	85,100円	第4条1項7号	-4,300円
第8段階 基準額×1.55	本人市民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満	101,500円	第4条1項8号	-5,100円
第9段階 基準額×1.85	本人市民税課税で合計所得金額320万円以上430万円未満	121,100円	第4条1項9号	-6,100円
第10段階 基準額×2.05	本人市民税課税で合計所得金額430万円以上540万円未満	134,200円	第4条1項10号	-6,800円
第11段階 基準額×2.25	本人市民税課税で合計所得金額540万円以上650万円未満	147,300円	第4条1項11号	-7,500円
第12段階 基準額×2.4	本人市民税課税で合計所得金額650万円以上760万円未満	157,200円	第4条1項12号	-7,900円
第13段階 基準額×2.6	本人市民税課税で合計所得金額760万円以上870万円未満	170,300円	第4条1項13号	-8,500円
第14段階 基準額×2.7	本人市民税課税で合計所得金額870万円以上1,000万円未満	176,800円	第4条1項14号	-8,900円
第15段階 基準額×2.8	本人市民税課税で合計所得金額1,000万円以上	183,400円	第4条1項15号	-9,200円

※第1段階から3段階は、公費投入による軽減強化により、年間保険料は括弧内の金額となる。

基金取崩し「無」の場合	基準額(月額)	6,261円	第8期との比較(月額)	520円
基金取崩し「13億円」(取崩し前の残高25億6千万円)	基準額(月額)	5,463円	第8期との比較(月額)	-278円
	基準額(年額)	65,500円	第8期との比較(年額)	-3,300円

小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部改正 (案) 概要

1. 趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、現在、国の基準省令に基づき条例で定めておりますが、このたび当該基準を改正する省令が公布されたことから、本市においても関係条例を一部改正するものです。

2. 改正内容

団塊の世代の全てが 75 歳以上となる 2025 年に向け、また高齢者人口がピークを迎える 2040 年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として改正されます。

○関係条例

(1) 小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

条例概要	高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するため、地域の事情に即したサービスを提供する地域密着型介護サービス事業者に関する基準を定めたもの	
サービス利用 対象者	要介護認定を受けている小山市の被保険者（要介護 1～5）	
関連 項目	改正内容	改正対応箇所
地域包括 ケアシ ステム の深 化・ 推 進	(1) 協力医療機関との連携体制の構築 施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。	第 126 条、第 148 条及び第 174 条
	(2) 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し 介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1 年に 1 回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。	第 126 条、第 148 条、第 167 条の 2 及び第 174 条

	<p>(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p> <p>新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	第126条、第148条及び第178条
	<p>(4) 身体的拘束等の適正化の推進</p> <p>多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。</p> <p>通所系サービスについて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p>	第25条、第43条、第52条、第59条、第60条の9、第60条の19、第60条の30、第60条の37、第71条、第80条及び第93条
防止に向けた対応 自立支援・重度化	<p>(1) ユニットケア施設管理者研修の努力義務化</p> <p>個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。</p>	第189条
供に向けた働きやすい職場づくり 良質な介護サービスの効率的な提	<p>(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け</p> <p>現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。※¹</p>	第107条の2、第129条、第150条、第179条、第191条、及び第204条

	<p>(2) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化</p> <p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、見直しを行う。</p>	<p>第 131 条</p>
	<p>(3) 管理者の兼務範囲の明確化</p> <p>同一敷地内における他の事業所、施設等でなくとも差し支えない旨を明確化する。</p>	<p>第 8 条、第 49 条、第 60 条の 4、第 60 条の 24、第 63 条、第 67 条、第 84 条、第 112 条、第 122 条、第 132 条、第 168 条、第 194 条及び第 199 条</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 「書面掲示」の規制の見直し</p> <p>インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載を義務付ける。※²</p>	<p>第 35 条</p>
	<p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点におけるサービス内容の明確化</p> <p>「通い」・「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。</p>	<p>第 199 条</p>

※¹ 3年の経過措置期間を設ける。

※² 令和 7 年 4 月 1 日より義務化する。

○関係条例

(2) 小山市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

条例概要	高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するため、地域の事情に即したサービスを提供する地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定めたもの	
サービス利用 対象者	要支援認定を受けている小山市の被保険者（要支援 1・2）	
関連 項目	改正内容	改正対応箇所
地域包括 ケア システムの 深化・ 推進	<p>(1) 協力医療機関との連携体制の構築</p> <p>施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する</p>	第 84 条
	<p>(2) 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し</p> <p>介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1 年に 1 回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。</p>	第 84 条
	<p>(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p> <p>新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	第 84 条

	<p>(4) 身体的拘束等の適正化の推進</p> <p>多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。</p> <p>通所系サービスについて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p>	第 41 条、第 43 条及び第 54 条
良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり	<p>(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け</p> <p>現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。※¹</p>	第 64 条及び第 64 条の 2
	<p>(2) 管理者の兼務範囲の明確化</p> <p>同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	第 7 条、第 11 条、第 46 条、第 73 条及び第 80 条
その他	<p>(1) 「書面掲示」の規制の見直し</p> <p>インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載を義務付ける。※²</p>	第 33 条

※¹ 3年の経過措置期間を設ける。

※² 令和 7 年 4 月 1 日より義務化する。

○関係条例

(3) 小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

条例概要	介護サービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成やサービス事業者との連絡・調整を行う介護予防支援事業者に関する基準を定めたもの	
サービス利用 対象者	要支援認定を受けている小山市の被保険者（要支援 1・2）	
関連 項目	改正内容	改正対応箇所
良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり	<p>(1) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 利用者の同意を得ること。 ii サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の心身の状態が安定していること。 ②利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ③介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 iii 少なくとも 6 月に 1 回は利用者の居宅を訪問すること。 	第 33 条
	<p>(2) 介護予防支援の円滑な実施</p> <p>指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 事業所ごとに 1 以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。 ii 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。) iii 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。 	第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 13 条、第 15 条及び第 33 条

議案第 3 2 号
 (小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
 及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について)

	<p>市区町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市区町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市区町村に情報提供することとする。</p> <p>その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。</p>	
可能性の確保 制度の安定性・持続	<p>(1) 身体的拘束等の適正化の推進</p> <p>身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第 31 条及び第 33 条
その他	<p>(1) 「書面掲示」規制の見直し</p> <p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載する。※¹</p>	第 24 条

※¹ 令和 7 年 4 月 1 日より義務化する。

○関係条例

(4) 小山市指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

条例概要	介護サービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成やサービス事業者との連絡・調整を行う居宅介護支援事業者に関する基準を定めたもの	
サービス利用 対象者	要介護認定を受けている小山市の被保険者（要介護 1～5）	
関連 項目	改正内容	改正対応箇所
深化・推進 地域包括ケアシステムの	<p>(1) 公正中立性の確保のための取組の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする。 <ul style="list-style-type: none"> i 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合 ii 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合 	第7条
り 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づく	<p>(1) 管理者の兼務範囲の明確化</p> <p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	第6条
	<p>(2) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p> <p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 利用者の同意を得ること。 ii サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の心身の状態が安定していること。 ② 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ③ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 iii 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。 	第16条

	<p>(3) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数</p> <p>基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。</p> <p>i 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>ii 指定居宅介護支援事業者として指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p>	第5条
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">可 能 性 の 確 保</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">制 度 の 安 定 性 ・ 持 続</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化の推進</p> <p>身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。</p> <p>また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第16条及び第32条
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">そ の 他</p>	<p>(1) 「書面掲示」規制の見直し</p> <p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載する。※¹</p>	第25条

※¹ 令和7年4月1日より義務化する。

○地方独立行政法人法（抜粋）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

○地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会条例

平成24年9月27日

条例第32号

改正 平成30年3月22日条例第13号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（権限）

第2条 委員会は、法第11条第2項第1号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る市長の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に規定する事業年度における業務の実績に係る市長の評価に関すること。
- (3) 法第28条第1項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る市長の評価に関すること。
- (4) 法第34条第1項に規定する財務諸表に係る市長の承認に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)

(委員の委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

(特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 30 年 3 月 22 日条例第 13 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

指定管理者の指定について〔(仮称) 小山市民ギャラリー〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

(仮称) 小山市民ギャラリー

(2) 指定管理者の主な業務

- ① (仮称) 小山市民ギャラリーの運営に関する業務
- ② (仮称) 小山市民ギャラリーの管理に関する業務
- ③ その他上記に関連する一切の業務

(3) 指定の相手方

S u n フーズ株式会社

(4) 指定管理料 (5ヶ年の総額)

27, 200千円

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成20年11月20日

(2) 職員数 役員3名、社員6名

(3) 資本金 4, 500千円

(4) 主な事業内容

- ① 生鮮食品の製造及び販売
- ② 加工食品の製造及び販売
- ③ 飲食店の経営
- ④ 酒類、アルコール類の製造及び販売
- ⑤ 上記に附帯又は関連する一切の事業

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

別紙

令和5年度 第4回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(仮称) 小山市民ギャラリー

1. 日 時 令和5年11月17日(金) 13:00~17:15
2. 会 場 小山市役所本庁2階 大会議室 2ab
3. 選定委員 ① 中村 祐司 (委員長/宇都宮大学教授)
② 初澤 正実 (副委員長/副市長)
③ 星 法子 (白鷗大学教授)
④ 内堀 敬則 (白鷗大学教授)
⑤ 中里 昌弘 (税理士)
⑥ 内藤 信二 (税理士)
4. オブザーバー
① 門馬 悠一
(小山市渡良瀬遊水地エコツーリズムガイド協会 会長)
② 上野 信茂 (教育部長/施設所管部長)
5. 申請団体 Sunフーズ株式会社 他2団体
6. 審査内容 (仮称)小山市民ギャラリーの指定管理者の候補者の選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
(3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、申請3団体中、各委員の審査点の総合計が最も高い「Sunフーズ株式会社」を指定管理者候補者に選定した。

8. 選定に係る採点結果

	内 容	配点	Sunフーズ株式会社	応募団体A	応募団体B
1. 利用者の 平等な利用 の確保及び サービスの 向上が図ら れるもので あること	(1) すべての利用者に公平公正な対応ができる事業者であり、平等利用を確保するための体制がとられているか。(特定の利用者等を優遇する恐れはないか)	5	23 / 30	19 / 30	20 / 30
	(2) 利用促進、利用者増の方策はとられているか。	5	25 / 30	15 / 30	22 / 30
	(3) 利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策がとられているか。	5	20 / 30	20 / 30	22 / 30
	(4) サービスの質を確保するための方策はとられているか。	5	24 / 30	19 / 30	22 / 30
2. 公の施設 の効用を最 大限に発揮 するもので あること	(1) 管理運営方針が施設の目的・性質と合致しているか。	5	24 / 30	15 / 30	22 / 30
	(2) 既存業務の改善、工夫または新規の魅力的な提案はあるか。	5	27 / 30	19 / 30	23 / 30
	(3) 施設の目的達成のための事業提案はあるか。	5	25 / 30	16 / 30	21 / 30
	(4) 地域や関係機関との連携が図れているか。	5	29 / 30	13 / 30	23 / 30
3. 公の施設 の適切な維 持及び管理 並びに管理 に係る経費 の削減が図 られるもの であること	(1) 収支計画書における経費(人件費、事務費等)が適正に積算されているか。	5	22 / 30	20 / 30	20 / 30
	(2) 総合的に収支予算書が適切で、市が支払う管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	20 / 30	18 / 30	19 / 30
	(3) 経費の削減に事業者の創意工夫が見られるか。	5	20 / 30	16 / 30	19 / 30
	(4) 危機管理体制が整っており、リスクへの対応能力(資金力・損害賠償能力等)はあるか。	5	18 / 30	23 / 30	16 / 30
4. 公の施設 の管理を安 定して行う 人員、資産 その他の経 営の規模及 び能力を有 しており、 又は確保で きる見込み があること	(1) 経営状況に問題がなく、安定性・継続性があるか。	5	20 / 30	24 / 30	18 / 30
	(2) 事業に関する組織、スタッフ(採用予定者を含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識はあるか。	5	24 / 30	19 / 30	21 / 30
	(3) スタッフ配置は妥当か。(無理はないか)	5	21 / 30	19 / 30	20 / 30
	(4) 個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	19 / 30	22 / 30	21 / 30
5. その他、 市長が別に 定める事項	(1) 緊急時における夜間、休日等24時間迅速に対応できる体制が提案されているか。	5	19 / 30	19 / 30	18 / 30
	(2) 芸術活動を通じた小山市の社会教育と地域活性化に配慮がされているか。	5	25 / 30	12 / 30	23 / 30
	合 計	90	405 / 540	328 / 540	370 / 540

※委員1人あたりの持ち点

工 事 概 要 書

- 1 工 事 名 大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事
- 2 工事箇所 小山市大字横倉地内
- 3 変更前工期 令和5年9月28日～令和6年3月25日
- 4 変更後工期 令和5年9月28日～令和6年5月7日
- 5 変更前請負金額 213,290,000円
- 6 変更後請負金額 222,167,000円
- 7 契約の相手方 潮田・山中特定建設工事共同企業体

8 工事内容

(1) 外構工事

- | | | | |
|----------|----|----------|----|
| ・敷地造成工 | 1式 | ・擁壁工 | 1式 |
| ・雨水排水設備工 | 1式 | ・植栽工 | 1式 |
| ・管理施設整備工 | 1式 | ・園路広場整備工 | 1式 |

(2) 広場整備工事

- | | | | |
|----------|----|------------|----|
| ・雨水排水設備工 | 1式 | ・植栽工 | 1式 |
| ・管理施設整備工 | 1式 | ・サービス施設整備工 | 1式 |

(3) 付帯工事

- | | | | |
|---------|----|---------|----|
| ・排水構造物工 | 1式 | ・構造物撤去工 | 1式 |
| ・舗装工 | 1式 | ・縁石工 | 1式 |

9 変更内容

当初設計において、残土搬出先を事業地から4.0kmとしていたところですが、協議の結果、搬出先が下都賀郡壬生町地内に確定し、運搬距離が17.6kmに変更

になりました。さらに、施設利用者の利便性と快適性の向上を図るため、施設正面の駐輪場に新たに屋根を2基(約12台分)設置するよう計画の変更を行ったことなどから、増工により工事費を8,877,000円増額するものです。

また、着工に当たり本工事と、これに先立って実施されていた施設建物の建築工事との間で一部調整が難航し、本工事において作業を進められない期間が生じたことにより、工期間内に工事を完了させることが困難な状況となったことから、工期を43日間延伸しようとするものです。

大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事箇所図

【主な変更及び増工箇所】

残土の搬出先変更に伴う運搬距離の延長

駐輪場 屋根の設置
2基 (約12台分)

【凡例】
- - - : 工事箇所範囲

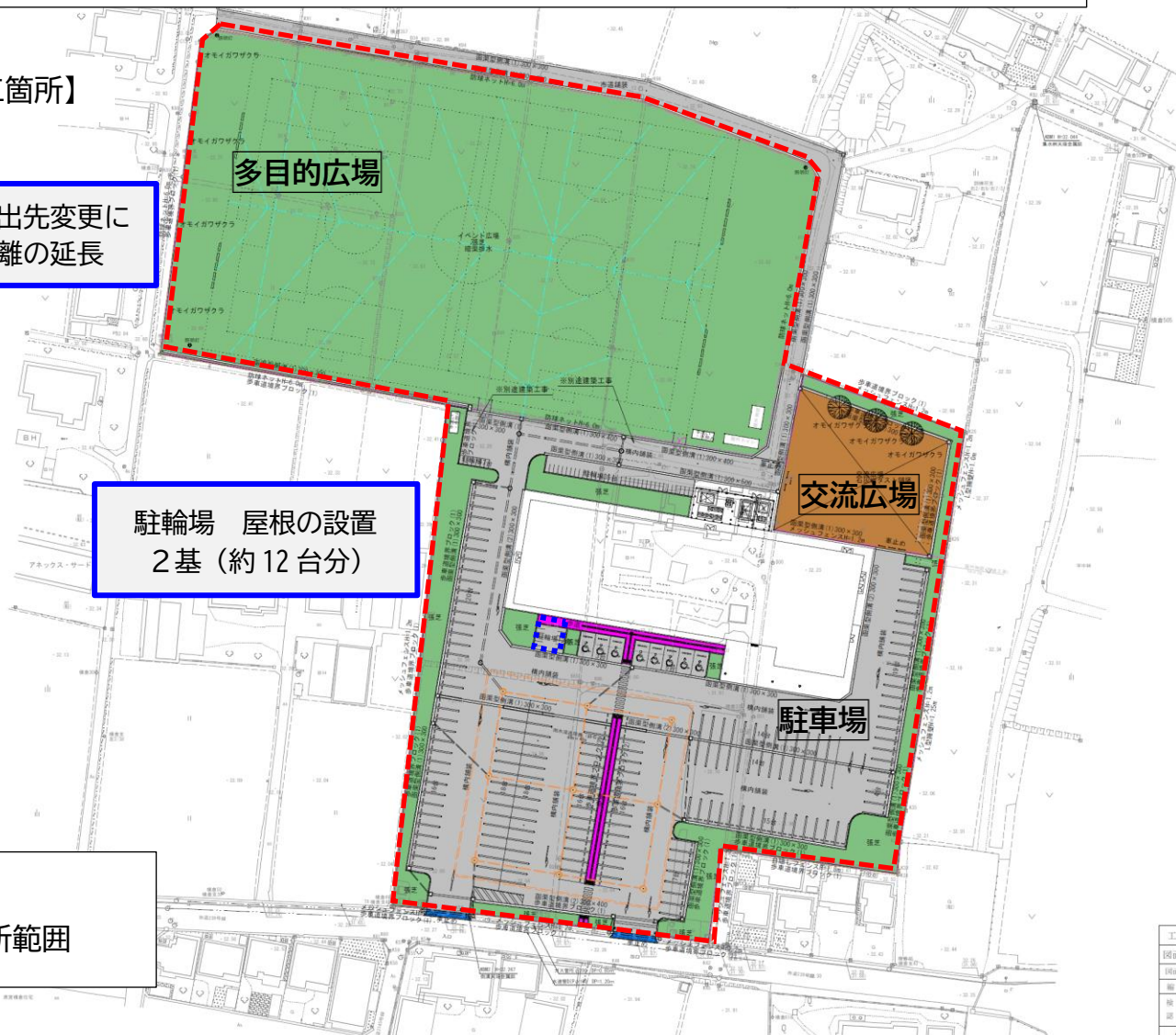


図	コンクリート概
面	プラスチック概
線	道路概
点	植栽概
○	植栽概
○	植栽概

工事名	大谷地区中心施設外構工事 第2期工事		
図面名称	一般平面図		
図面番号	1	作成年月日	
縮尺	S=1:500	令和	年月日
繪	土	研	工
監	理	長	岡
課			
小山市役所建設水道部治水対策課			

(建設工事請負契約の一部変更について)
議案第41号

変更契約の概要

1. 事業名 小山市立体育館整備及び運営事業

2. 事業期間

平成31(2019)年3月18日から令和19(2037)年3月31日まで

3. 事業者名 思川PFIパートナーズ株式会社

4. 変更契約の内容

(1) 運営企業の変更

事業者から直接運營業務を受託し、又は請け負う者である北関東総合警備保障株式会社及び美津濃株式会社をいう。

(2) 構成員の変更

落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本業務の一部を直接受託し、又は請け負う者をいう。ただし、株式会社極東体育施設を除く。

(3) 適用日

前2条の変更は、令和5年10月3日から適用する。

(4) 特約条項

本変更仮契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、本変更仮契約締結後に開催される小山市議会(以下「議会」という。)において議決を得たときに、なんらの手続を要することなく変更契約として効力を生じ、確定するものとする。なお、議会の議決を経たときは、市は、事業者に対し、速やかに議決された旨を通知するものとする。

(5) 変更契約の取扱い

本変更仮契約は原契約と一体をなすものとし、本変更仮契約締結日以降、原契約において使用される「本契約」とは、本変更仮契約による変更の確定後の契約の意味を有するものとする。

(6) その他

本変更仮契約による変更内容以外の事項については、原契約のとおりとする。

氏 名 飯田 和男 (いいた かずお)
生年月日 昭和29年10月31日
住 所 小山市大字大本393番地

[任 期]

令和6年3月18日 ～ 令和10年3月17日 (4年)

[略 歴]

平成27年3月	栃木県立小山高等学校 校長 として退職
平成27年4月～令和4年3月	公益財団法人日本教育公務員弘済会 栃木支部参事
平成27年4月～現在	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を 守る会栃木県支部理事
平成29年4月～令和2年3月	栃木県立岡本特別支援学校 学校評議員
平成29年1月～現在	人権擁護委員 (3期)
令和 2年3月～現在	公平委員会委員 (1期)
令和 4年4月～現在	株式会社栃木教弘 取締役

氏 名 細 谷 由 美 子(ほそや ゆみこ)
生年月日 昭和26年9月22日
住 所 栃木県小山市大字神鳥谷874番地10

[任 期]

令和6年7月1日 ～ 令和9年6月30日 (3年)

[略 歴]

平成16年4月～平成19年3月 小山市立福良小学校教頭
平成19年4月～平成22年3月 小山市立延島小学校校長
平成22年4月～平成24年3月 小山市立小山第二小学校校長
平成24年7月～現在 人権擁護委員 (4期)

氏 名 高橋 真美 (たかはし まみ)
生年月日 昭和55年9月5日
住 所 小山市大字塚崎1488番地20

[任 期]

令和6年4月1日 ～ 令和10年3月31日 (4年)

[略 歴]

平成17年3月	宮崎大学卒業
平成17年4月～平成20年3月	自治医科大学附属病院 レジデント
平成20年4月～平成26年7月	自治医科大学附属病院 循環器内科
平成27年10月～ 現在	国分寺さくらクリニック